

カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに伴う経過措置

契機の種類	施行日前か後かを判断するための基準とする日	根拠条項	施行日(R3.3.31)前	施行日(R3.4.1)後
調査	有害物質使用特定施設の廃止日(ただし、書類を受けた土地にあっては、当該確認が取り消された日)	法第3条第1項・第6項	見直し前の基準	見直し後の基準
	調査命令の発出日	法第3条第8項、第4条第3項、第5条第1項		
	【土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を提出する場合】土地の形質の変更の届出書の届出日	法第4条第1項・第2項		
	指定の申請書の提出日	法第14条第1項		
汚染土壤の搬出・処理	汚染土壤の搬出日	法第16条第1項		
認定調査	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書の提出日	法第16条第1項		
浄化確認調査	浄化確認調査実施日(調査結果が確定した日)	処理業省令第5条第22号		